

産業建設常任委員会委員長報告

(令和6年3月27日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、
審査の経過概要と、その結果を報告します。

まず、**第59号議案、亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例の制定**は、保津川における舟運事業等の事故防止及び保津川の良い河川環境の保全を図るため、市、事業者及び利用者の責務等を明らかにし、積極的な取組に向けて協議及び連絡調整を行う協議会を組織できること等を定めるものであり、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、条例で定める目的達成のため、関係機関や近隣自治体と十分に連携し、景観への配慮を含めて安全確保等を徹底すること。また、協議会において有事の際に対応ができるよう検討することについて指摘要望するものであります。

次に、**第60号議案、川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改**

正は、利便性の向上及び利用促進を図るため、関係施設の使用料の規定を見直そうとするものであり、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、川の駅・亀岡水辺公園における宿泊キャンプについては、近隣住民に十分配慮するとともに、目的にそぐわない使用や近隣からの苦情等がないようしっかりと対応されるよう指摘要望するものであります。

次に、**第６１号議案、亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部改正**及び**第６２号議案、亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正**は、土地改良事業における特別徴収金に係る規定整備等を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第６３号議案、亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部改正**は、水道整備・管理行政に係る権限等が、現行の厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境

大臣に移管されることに伴い、関係条例の規定を改めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第76号議案 市道路線の認定及び変更**は、市道路線について、4路線を認定し、2路線を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○安全安心な保津川の利用に向けて

亀岡市保津川における
舟運事業等の安全の確
保等の推進に関する条
例の制定

可決（全員賛成）

保津川における舟運
事業等の事故防止およ
び保津川の良好な河川
環境の保全を図るため
市、事業者および利用
者の責務などを明らか
にし、連絡調整を行う
協議会を組織できるこ
となどを定めるもの。

【主な質疑】

○川の駅で宿泊キャン

川の駅・亀岡水辺公園
条例の一部改正

可決（全員賛成）

川の駅・亀岡水辺公
園の利用促進を図るた
め、新たに宿泊キャン
プが可能になるなど、
使用規定を見直すもの。

【主な質疑】

問 住宅が近いため

問 本条例における
事業者と一般の利用者
のすみ分けは。

答 事業者は、乗客や
従業員の安全確保等の
推進に努める責務があ
り、利用者は河川環境
の保全を図るよう努め
るものとしている。

問 京都府や京都市
との連携については条
例に定めるのか。

答 連携については、
安全確保等を推進する
市の責務に含まれると
考えており、しっかりと
取り組んでいく。

キャンプを開始

夜間の騒音などが心配
である。もし近隣から
苦情があった場合はど
のように対応するのか。

答 夜間も指定管理
者に対応可能な体制を
とっていた。問題
が解決しない場合は宿
泊キャンプの利用を一
時中止するなどの対応
も検討していきたい。